

外国法人の東京支店が発行した社債利子の帰属と実質所得者課税の原則

- 【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和4年2月1日
【事件番号】 令和2年（行ウ）第271号
【事件名】 源泉所得税納税告知処分取消等請求事件
【裁判結果】 請求認容
【参照法令】 所得税法12条・161条1項・212条（平成26年法律第10号による改正前のもの）
【掲載誌】 税資272号順号13665、裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25603449

立命館大学教授 望月 爾

事実の概要

銀行業を営む外国法人であるX（原告）の東京支店（以下「東京支店」という。）は、事業資金を調達するために、英国ロンドン市にあるXの本店（以下「ロンドン本店」という。）に対して社債（以下「本件社債」という。）を発行し、ロンドン本店は、ルクセンブルグにある外国法人かつXの完全子会社であるA社に、A社は、内国法人であるB社に順次本件社債を譲渡した。

Xの東京支店は、本件社債発行以前にはロンドン本店から本支店間融資取引として資金調達を行っていたが、Xの英国税法上の外国税額控除の計算において、日本での課税額が控除できず多額に繰り越されていた。そこで、本支店間融資取引の経済的実質を変えずに、当該繰越額を活用すべく、英国外の第三者であるB社が本件社債を保有する資金調達方法（以下「本件資金調達取引」という。）がとられた。

本件資金調達取引において、ロンドン本店は、本件社債の発行と引換えに東京支店に支払う資金を調達するため、A社との間で、ファイナンス契約（以下「本件ファイナンス契約」という。）を締結し、本件社債をA社に譲渡し、A社はロンドン本店に対して平準化返済金額を支払うことになっていた。また、B社は、Xの英国子会社C社からの資金参加を得て、A社やロンドン本店と資産担保ローン契約を締結し、A社に対して本件社債をロンドン本店から購入するための資金を貸し付け、担保余剰金額を支払うことを約していた。そして、

A社はB社との間で譲渡担保契約（以下「本件譲渡担保契約」という。）を締結し、B社に本件社債を譲渡した（以下、本件社債の譲渡に係る各契約を「本件各契約」という。）。

本件社債の利子（以下「本件利子」という。）は、東京支店からB社の口座に支払われていたところ、Xはその収益を実質的に享受している者は、B社又はロンドン本店であるとして、本件利子の各支払に際して源泉徴収をしなかった。これに対して所轄税務署長は、本件利子の収益を実質的に享受している者はA社であり、本件利子の各支払は外国法人に対する利子の支払に当たるとして、本件利子についての源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び各不納付加算税賦課決定処分（以下「本件各処分」という。）を行った。これを不服としたXは、本件各処分の取消しを求めるとともに、本件各処分に基づいてされた源泉所得税の本税、不納付加算税及び延滞税の各納付は法律上の原因なく行われたものであるとして、国に対し、過納金として53億4717万6776円の還付及びその還付加算金の支払を求め本訴を提起した。

本件の争点は、本件利子の実質所得者（所得税法12条）がロンドン本店であるかA社であるかである。なお、B社が本件利子の実質所得者ではないこと、ロンドン本店が本件利子の実質所得者である場合には、Xに本件利子に係る源泉徴収義務が生じないことは、当事者間に争いはない。

判決の要旨

請求認容。

1 判断枠組み

「所得税法 12 条は、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する旨規定しているところ（実質所得者課税の原則）、その趣旨は、課税物件の法律上（私法上）の帰属につき、その形式と実質が相違している場合には、実質に即して帰属を判断すべきとするものと解され、本件の課税物件である本件利子の実質所得者を判断するに当たっては、本件利子に係る経済的損益の帰属先のほか、本件資金調達取引全体の仕組み、本件資金調達取引に至る経緯あるいは関係者の認識、本件資金調達取引の実施状況など諸般の事情を総合的に考慮すべきものと解される。」

2 当てはめ

(1) 「…本件各契約においては、東京支店から本件 B 社口座に支払われた本件利子につき、それらに相当する金額を、B 社は A 社に対して担保余剰金額として、A 社はロンドン本店に対して平準化返済金額としてそれぞれ支払う義務を負うこととされ、本件利子に係る経済的損益は、その支払義務の名目を変化させつつも、法的な支払義務を通じて最終的にロンドン本店に帰属するものとなっている。」

(2) 「…本件資金調達取引は、本件本支店間融資取引の経済的実質を変えず、X グループにおける財務効率を改善させることを目的として作り上げられたものであるところ、A 社の財務状況には一切悪影響を与えず、一定の手数料収入のみを取得させることを不可欠の要素としていたこと、本件各契約の関係者の財務諸表においても、本件社債及び本件利子についてはロンドン本店の資産又は収益として計上され、A 社の資産又は収益としては計上されていないことが認められるなど、本件資金調達取引が行われるに至る経緯や関係者の認識としても本件社債等に係る損益につきロンドン本店に全て帰属させることを想定していたものである。」

(3) 「以上のとおり、本件資金調達取引においては、本件利子に係る収益を含む本件社債等に関する経済的損益につき、法的な権利義務関係を通じて、最終的にロンドン本店に帰属するという仕組みを採用していることのほか、本件社債等に係る損益を全てロンドン本店に帰属させることが本件資金調達取引を実施する不可欠の要素であることは、本件資金調達取引を行う関係者間における一貫した共通認識であって、本件資金調達取引の実際の実施状況もこれに沿う形で行われているものである。かかる本件利子の経済的損益の帰属先も含めた本件資金調達取引の仕組み、本件資金調達取引に至る経緯あるいは関係者の認識、本件資金調達取引の実施状況に鑑みれば、本件利子に係る収益については、実質的にロンドン本店が支配するものであり、B 社あるいは A 社が当該収益を支配するものではないというのが、本件資金調達取引の関係者間の真実の法律関係であると認めるのが相当であり、ロンドン本店が本件利子の実質所得者であるというべきである。」

(4) 「本件利子の実質所得者がロンドン本店である場合、X に本件利子に係る源泉徴収義務が生じないことは当事者間に争いがなく、本件利子について X が源泉徴収義務を負うことを前提としてされた本件各処分は違法であり、いずれも取り消されるべきものである。」

判例の解説

一 所得税法 12 条の実質所得者課税の原則

所得税法 12 条は所得の人的帰属について、実質所得者課税の原則を定めるが、規定内容は明確性を欠き判断基準も明示されていないことから、その解釈については従来から見解が分かれている。すなわち、課税物件の法律上（私法上）の帰属につき、その形式と実質とが相違している場合には、実質に即して帰属を判断すべきとする法律帰属説と、課税物件の法律上（私法上）の帰属と経済上の帰属が相違している場合には、経済上の帰属に即して課税物件の帰属を判定すべきとする経済的帰属説の 2 つの見解がある¹⁾。学説及び判例は、いずれの見解をとるかについて、経済的な成果は通常法律上の関係によってその帰属が決まることや、後者の経済的帰属説によると納税者の予測可能性や法的安定性を害するおそれがある

などの理由から、前者の法律的帰属説を支持する見解が有力である²⁾。もっとも、従来、両説は対立するものとして考えられてきたが、実際に両説で帰属の判定結果が異なる場合はごく限られており³⁾、いずれが妥当であるかは所得の種類による見解⁴⁾や、法律的帰属説を原則としつつ、経済的帰属説を例外として妥当する余地があるとする見解などもみられる⁵⁾。

また、裁判例の多くは、法律的帰属説の立場をとりつつも、実際の所得の人的帰属の判断に当たっては、さまざまな個別具体的な事情をあげて、それらを総合的に考慮している。本判決も、その判断の枠組みから、法律的帰属説の立場をとりつつ、個別具体的な事情として、①本件利子に係る経済的損益の帰属先、②本件資金調達取引全体の仕組み、③本件資金調達取引に至る経緯あるいは関係者の認識、④本件資金調達取引の実施状況など諸般の事情を総合的に考慮すべきとしている⁶⁾。

なお、本判決は、考慮すべき事情として経済的損益の帰属等をあげているが、それは「一つの事情」にすぎず、本件利子の実質所得者を判断するに当たっては、あくまで本件資金調達取引から「真実の法律関係」を明らかにしている。

二 資産の所有と収益の帰属との関係

従来から学説や実務では、社債利子のような「資産から生ずる収益」については、法律的帰属説に基づいて、「その収益の基因となる資産の真実の権利者」、すなわち法的帰属者（所有者）に帰属するものとされてきた（所基通 12-1）⁷⁾。判例においても、夫の所有する株式を実際は妻が取引を行い損益が生じた場合にも、その取引から生じた損益は所有者たる夫に帰属すると判断された事案がある（熊本地判昭 57・12・15 訟月 29 巻 6 号 1202 頁）。このような判断基準によれば、本件においても、本件社債の所有者に、本件利子が帰属すると解することができる。実際被告も、社債から生じる利子は通常社債権者である当該社債の所有者に帰属することや、本件各契約をみても本件利子を移転することを可能とするような条項が付されていない旨を主張している。

ところで、本件社債は、ロンドン本店から A 社、B 社と譲渡されており、形式的にみれば、本件利子は B 社に帰属すると判断することもできる。ただし、A 社から B 社への譲渡は、両社の本件譲渡

担保契約に基づくものであり、あくまで債権の担保目的であることから、その実質は譲渡とはいえず、B 社が実質所得者でないことに当事者間に争いはない。そこで、問題となるのがロンドン本店から A 社への本件社債の譲渡である。

ロンドン本店と A 社は、本件ファイナンス契約を締結し、A 社からロンドン本店に本件利子と同額の平準化返済金額を支払うことになっていた。また、本件ファイナンス契約の終了日にロンドン本店は A 社に 25 億ポンドを、A 社はロンドン本店に支払日の本件社債の公正価格を支払う義務を負っていた。このような本件ファイナンス契約の内容をみれば、ロンドン本店は本件社債を保有しているのと同様な経済的な地位を有しているといえる。その一方で、法的にみれば本件社債の所有は、実質的に A 社に移転していると解することもでき、本件利子が本件社債を所有する A 社に帰属するという解釈も成り立ちうることになる⁸⁾。

この点について、本判決は、資産に係る権利と利子に係る権利とは同一のものではないことや、両者の帰属が分離しうることを指摘したうえで、「元となる資産の帰属は利子の帰属を判断する事情の一つにすぎない」と判示している。そのような判断に対しては、「その収益（利子）の帰属に関する判定の考慮要素として、元となる本件社債の事情がそれほど大きな比重を占めていないことを明確に示したものの⁹⁾」という評価がある。

三 実質的な支配による収益の帰属の判断

本判決は、その判断の枠組みとして法律的帰属説の立場をとりつつ、本件資金調達取引の全体の仕組みや経緯、関係者の認識、実施状況などの個別具体的な事情を総合的に考慮して、その「実質的な支配」から「真実の法律関係」として本件利子がロンドン本店に帰属することを明らかにしている。そこで問題となるのが「実質的な支配」の判断基準である¹⁰⁾。結局、本判決は、本件社債等に関する経済的な損益をロンドン本店に帰属させることが本件資金調達取引を実施する不可欠の要素であることや、ロンドン本店が本件社債に関するリスクを負っていることなどから本件利子に係る収益については、実質的にロンドン本店が支配するものと判断している。

このような「実質的な支配」により、「資産から生ずる収益」の帰属を判断した従来の裁判例と

して、家族名義の株式取引に係る売買損益の帰属が争われた事案（東京地判平5・9・6行集44巻8＝9号747頁）がある¹¹⁾。この事案では、株式の名義移動の有無は権利の帰属を判断する際に特段に重要な要素とはいえず、株式取引に係る損益について、株式取得資金の出捐や株式の管理・処分、配当の享受などの主体が誰かによって判断すべきとしている。

また、本判決とほぼ同時期の最近の裁判例として、親子間の使用貸借契約による駐車場の賃料収入の帰属が争点となった事案（大阪高判令4・7・20税資272号順号13735）がある¹²⁾。大阪高裁は、納税者が土地の法定果実収取権の付与を継続していたことから所有権者として享受すべき収益を子に自ら無償で処分した結果であると評価して、賃料収入を支配していたのは所有権者（親）であると判断している。この事案でも、法定果実収取権に係る収益を誰が享受していたかと、駐車場賃貸事業のリスクを誰が負っていたかによって「支配」を認定し、収益の帰属を判断している。

これら2つの裁判例と本判決の共通点は、「資産から生ずる収益」の帰属を争点として、いずれも資産に係る権利とその資産から生じる収益に係る権利が分離されている点や、資金調達のような収益獲得の準備から管理や処分までの取引全体の過程における個別具体的な事情をあげて、それらの主体が誰であるかを総合的に考慮して所得の「実質的な支配」を判断している点にある。とくに本判決が、その収益獲得のリスクを誰が負っているかにより「支配」の主体を認定し、所得の帰属を判断したことは重要である¹³⁾。また、所得の人的帰属について、法律的帰属説の立場をとりつつ、資産に係る権利関係が法的に操作されている場合に、前提となる契約内容などにどこまで沿って「真実の法律関係」を判断するか、その具体例を示したことも評価できる。

本判決は、外資系銀行の本支店間の資金調達に関する特殊な事案ではあるが、社債利子という「資産から生ずる収益」の人的帰属について、法律的帰属説の立場から資産に係る権利とその資産から生じる収益に係る権利を分離して、取引全体の個別具体的な事情を総合的に考慮し、「実質的な支配」の主体を認定して所得の人的帰属を判断している。「実質的な支配」の意義や総合的に考慮されるべき個別具体的な事情の内容や範囲など、さ

らに検討すべき課題は残るものの、本判決については、その「支配」の判断基準として、取引全体の収益獲得のリスクを誰が負っているかを重視したことなど、前掲の使用貸借契約の事案とともに、今後の実務に一定の影響を与えるものと思われる。

●—注

- 1) 金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021年）182頁、清永敬次『税法〔新装版〕』（ミネルヴァ書房、2013年）72頁、谷口勢津夫「所得の帰属」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣、2007年）179頁、佐藤英明「所得の人的帰属をめぐる裁判例の概観」税務事例研究149号（2016年）26頁、田中治「所得の人的帰属の判断基準」同法72巻7号（2021年）33頁ほか参照。
- 2) 金子・前掲注1）183頁、清永・前掲注1）72頁。
- 3) 谷口勢津夫『税法基本講義〔第7版〕』（弘文堂、2021年）262頁。
- 4) 水野忠恒『大系租税法〔第4版〕』（中央経済社、2023年）387頁。
- 5) 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第4版〕』（弘文堂、2024年）313頁。
- 6) 伊藤剛志「判批」ジュリ1577号（2022年）11頁。
- 7) 佐藤・前掲注5）314頁。
- 8) 長島弘「判批」月刊税務事例54巻7号（2022年）31頁。
- 9) 阿部雪子「判批」ジュリ1592号（2024年）149頁。
- 10) 所得の人的帰属に「支配」概念を用いる学説上の見解として、木村弘之亮教授は、所得の帰属を「資産（および収益）に対して事実上の支配力を行使する場合」とされ（木村弘之亮『租税法総則』（成文堂、1998年）167頁）、吉良実教授も、「支配関係」を経済上の帰属の内容と解されている（吉良実『実質課税論の展開』（中央経済社、1980年）271～272頁）。また、アメリカ法も所得の人的帰属に関する判例法理である「所得移転の法理（assignment of income doctrine）」において、所得への「支配」により判断している（田中晶国『所得の帰属法理の分析と展開』（成文堂、2019年）11頁、37～38頁参照）。
- 11) 田中・前掲注1）58～59頁。
- 12) 本件の評釈として、木山泰嗣「判批」税経通信78巻7号（2023年）157頁、住永佳奈「判批」新・判例解説Watch 文献番号z18817009-00-131832426（Web版2024年2月26日掲載）、品川芳宣「判批」T&A master970号（2023年）24頁、加藤友佳「判批」ジュリ1599号（2024年）155頁ほか参照。なお、第一審判決（大阪地判令3・4・22税資271号順号13553）では、使用貸借契約による使用収益権に基づき、当該収益は子らに帰属するものと判断されていた。
- 13) 阿部・前掲注9）149頁、向笠太郎「判批」T&A master1002号（2023年）19頁。